

分割法人の人員取扱いについてQ & A

Q 1 製造業とはどのようなものか。

A 法施行規則第6条の2の2第2項各号に掲げる事業であり、かつその事業が主たる事業であること。

「食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、その他の製造業、自動車整備業、機械修理業、電気機械器具修理業」以上、全21業種。

日本標準産業分類による「Eー製造業」並びに「Rーサービス業（他に分類されないもの）」のうち「891自動車整備業」、「901機械修理業（電気機械器具を除く）」及び「902電気機械器具修理業」の範囲に属するもの。

Q 2 主たる事業の判定方法は。

A それぞれの事業のうち、財務諸表等（損益計算書・その他売上高が分類された諸表）で売上金額の最も大きいものを主たる事業とする。これで判定できない場合は、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断する。（取扱通知9の8）

Q 3 従業者とは。

A 俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち、当該事業に従事している者で、給与の支払いを受けない者は、給与の支払いを受けるべき者とみなします。（法施行規則第6条の2の2第1項）具体的には、正規社員（役員を含む）のほか、アルバイト、パートタイマー、派遣社員等が含まれます。

Q 4 無給の役員は給与等の支払いを受けるべき者の中に含まれるのか。

A 含まれる。

給与の支払いを受けるべき労務等を提供している者であれば、実際に給与の支払いを受けていなくても従業者に含める。例えば、年に数回の役員会や株主総会等に出席しているだけの無給の非常勤役員や、数社の代表取締役を兼務している代表者で、その内1社からのみ報酬を受けている場合なども含める。

※従来三重県では、実際に給与の支払いを受けている者のみを対象としていたが、令和元年度より取扱いを変更した。

Q 5 他社へ出向中の社員は含めるのか。

- A 他社へ出向社員については、出向先の事業に従事していることとなるため、含めない。(出向先が分割法人であれば、出向先の従業員としてカウントする) 逆に他社からの出向社員は、当該法人の従業者に含める。

Q 6 兼務役員は分割基準の対象者になるか。

- A
- ・同一法人で複数の事務所等に兼務している場合
主として勤務すべき事務所等であるが、その判定が困難な場合は給与支払いを受けるべき事務所等にカウントする。(取扱通知9の1(1)オ)
 - ・複数の法人に兼務している場合
それぞれの法人の人数にカウントする。(取扱通知9の1(2)エ)

Q 7 いつの時点での従業者数となるのか。

- A 原則事業年度の末日現在となりますが、下記に該当する場合はそれぞれ計算します。
- ・途中で事業所を設置した場合
事業年度末日の従業員数に、当該事業年度月数に対する事業所を設置した日から事業年度終了の日までの月数の割合を乗じた数
 - ・途中で事業所を廃止した場合
廃止の日の属する月の直前の月の末日の従業員数に、当該事業年度月数に対する廃止された事業所が所在していた月数の割合を乗じた数
 - ・事業年度を通じて著しい変動がある場合
当該事業年度中の各月末日の従業者数の合計を当該事業年度月数で除した数
(著しい変動とは、各月末日の従業員数の最大が最小の2倍を超える場合をいう。
施行令第35条)

注1：月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とする。

注2：算出した従業員数で、一人に満たない端数を生じたときは一人とする。

注3：途中で設置又は廃止した事業所で、著しい変動がある場合は、著しい変動がある場合の計算方法を採用する。(取扱通知9の2(3))

(法第72条の48第5項・6項)

Q 8 製造業における工場従業員とは。

- A 生産に関する業務(製造、加工又は組立て)が行われている事業所等に勤務する者(総務、経理、資材管理等の業務を行う部門に属する者を含む)。但し、工場内に本社、支店、出張所、研究所等が併置されている場合、それらに勤務する者は含まない。(個別通知「資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の事業税の分割基準である工場の従業者の取扱いについて」)